

令和7年度
シカ防護柵に係る施設点検業務委託箇所(位置図)

末美谷山国有林 78は林小班

縮尺: 1/20,000

至 観音寺市大野原支所

観 音 寺 市

七 箇

重信・肱川広域流域

香川森林計画区

末 美 谷 山

78
分道

79
分道

凡 例	
請 負 箇 所	
通 勤 人 員 輸 送 車	
経 路 徒 歩	
乗 下 車 地 点	
作 業 現 場 の 中 心 地 点	

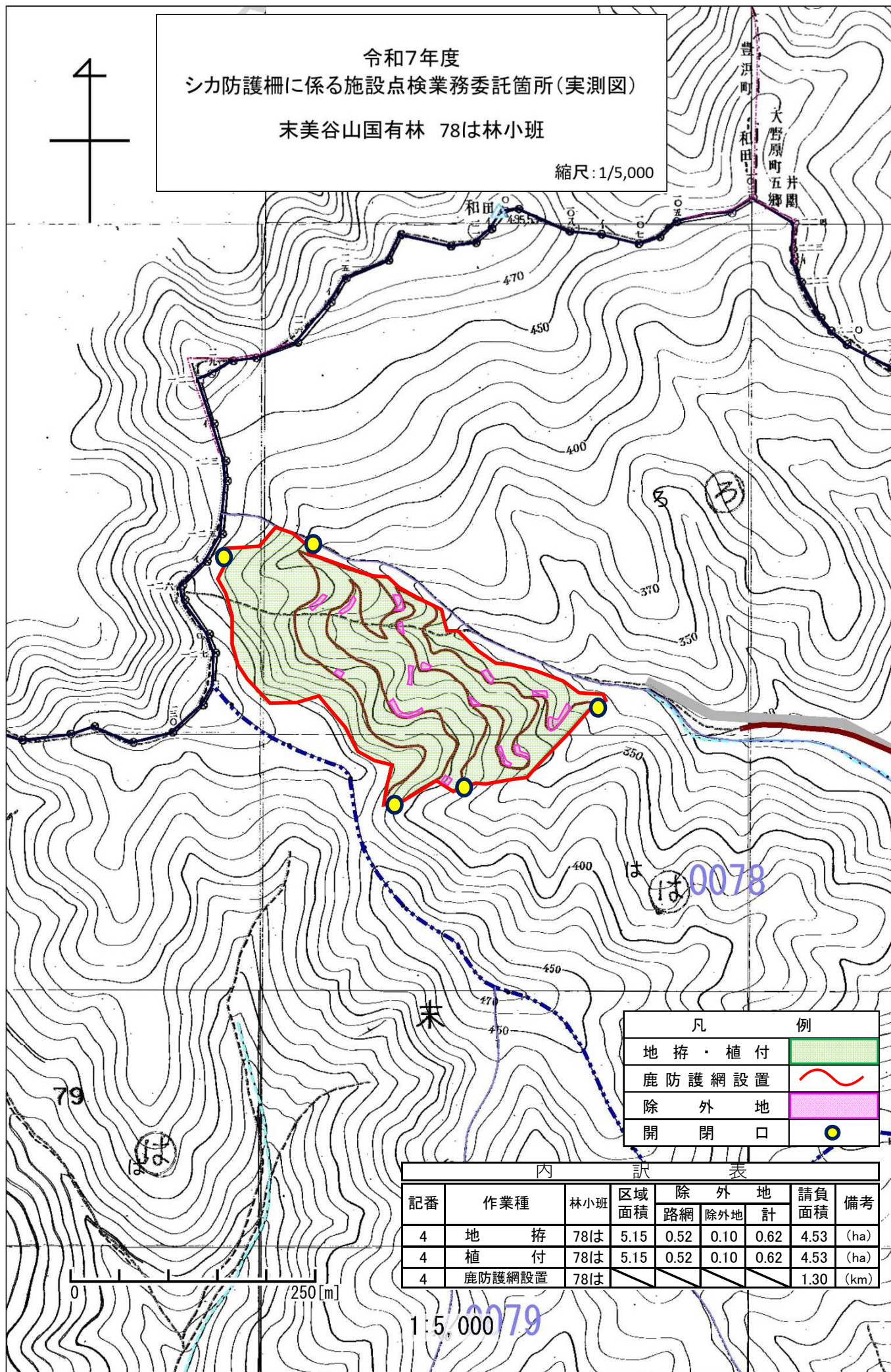
記番	林小班	通勤時間 (片道: km)					備考
		2車線	1車線	未舗装	徒歩	距離計	
4	78は	5.2	2.2	0.4	0.8	8.6	観音寺市大野原支所

令和7年度

シカ防護柵に係る施設点検業務委託箇所(実測図)

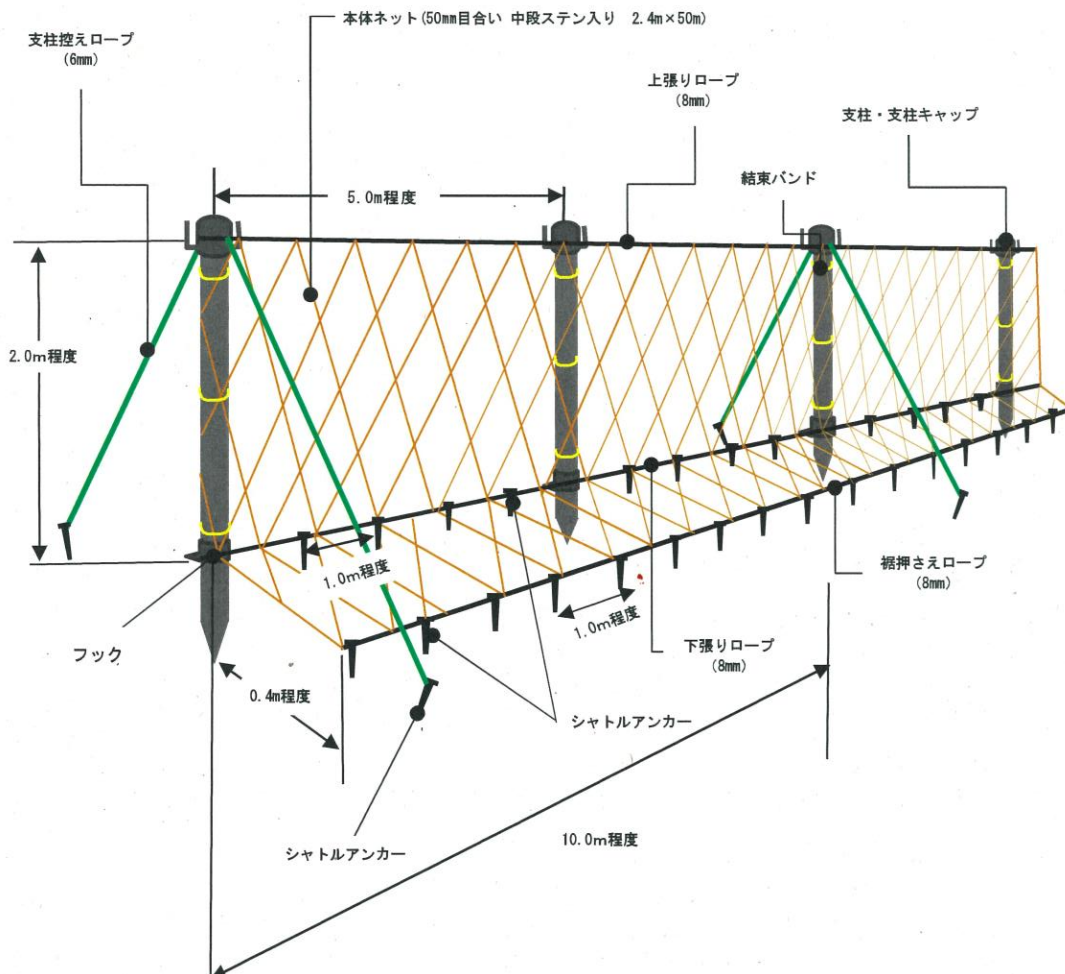
末美谷山国有林 78は林小班

縮尺:1/5,000



鹿防護網（L字ネット）設置仕様書及び定規図

- 1 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
- 2 鹿防護網は、下記の寸法を基本として設置すること。
- 3 鹿防護網設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
- 4 支柱の間隔は5.0m程度とし、上張りロープが垂れ下がらないよう設置すること。
- 5 支柱と本体ネットは、上・中・下3箇所、結束バンドで固定すること。
- 6 下張りロープと押さえロープの間は、区域の外側に広げて地面に接するように敷くこと。
- 7 シャトルアンカーは、下張りロープに1.0m程度の間隔、裾押さえロープに1.0m程度の間隔で設置し、ロープと地面に隙間ができないようしっかりと固定すること。
- 8 支柱控えロープの固定は、シャトルアンカーを使用すること。
- 9 フックは支柱にしっかりと固定し、下張りロープを1回巻きつけること。
- 10 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 11 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

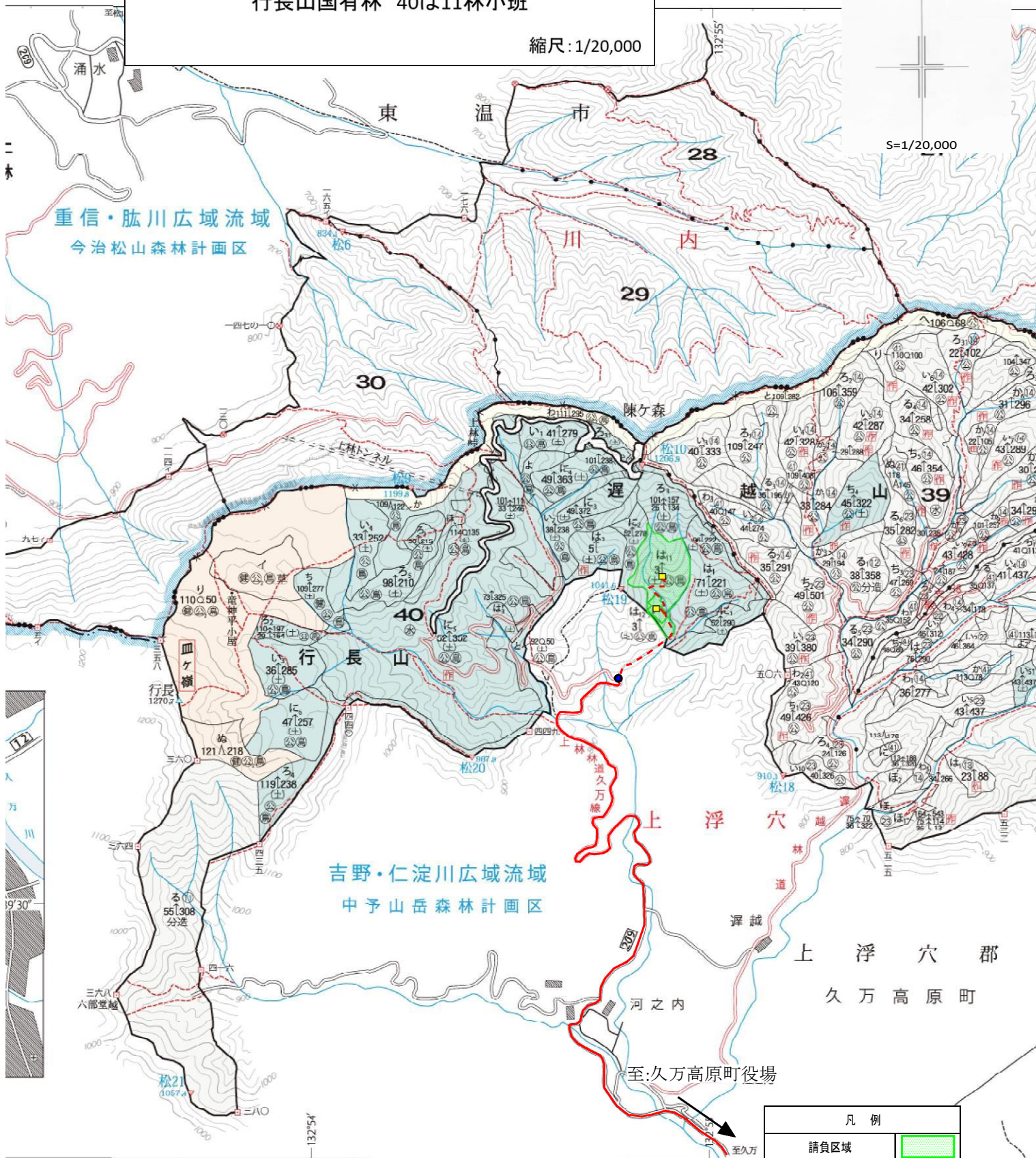


令和7年度
シカ防護柵に係る施設点検業務委託箇所(位置図)

行長山国有林 40は11林小班

縮尺:1/20,000

S=1/20,000



林小班	距離(片道・km)				距離計 (km)	起点
	舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
40は11	10.2	1.8	0.0	0.6	12.6	久万高原町役場
40は12	10.2	1.8	0.0	0.4	12.4	久万高原町役場

凡 例	
請負区域	
人員輸送車	
徒歩	
下車地点	
作業箇所の中心地	
久万高原町役場	

令和7年度
シカ防護柵に係る施設点検業務委託箇所(実測図)
行長山国有林 40は11林小班

縮尺: 1/5,000

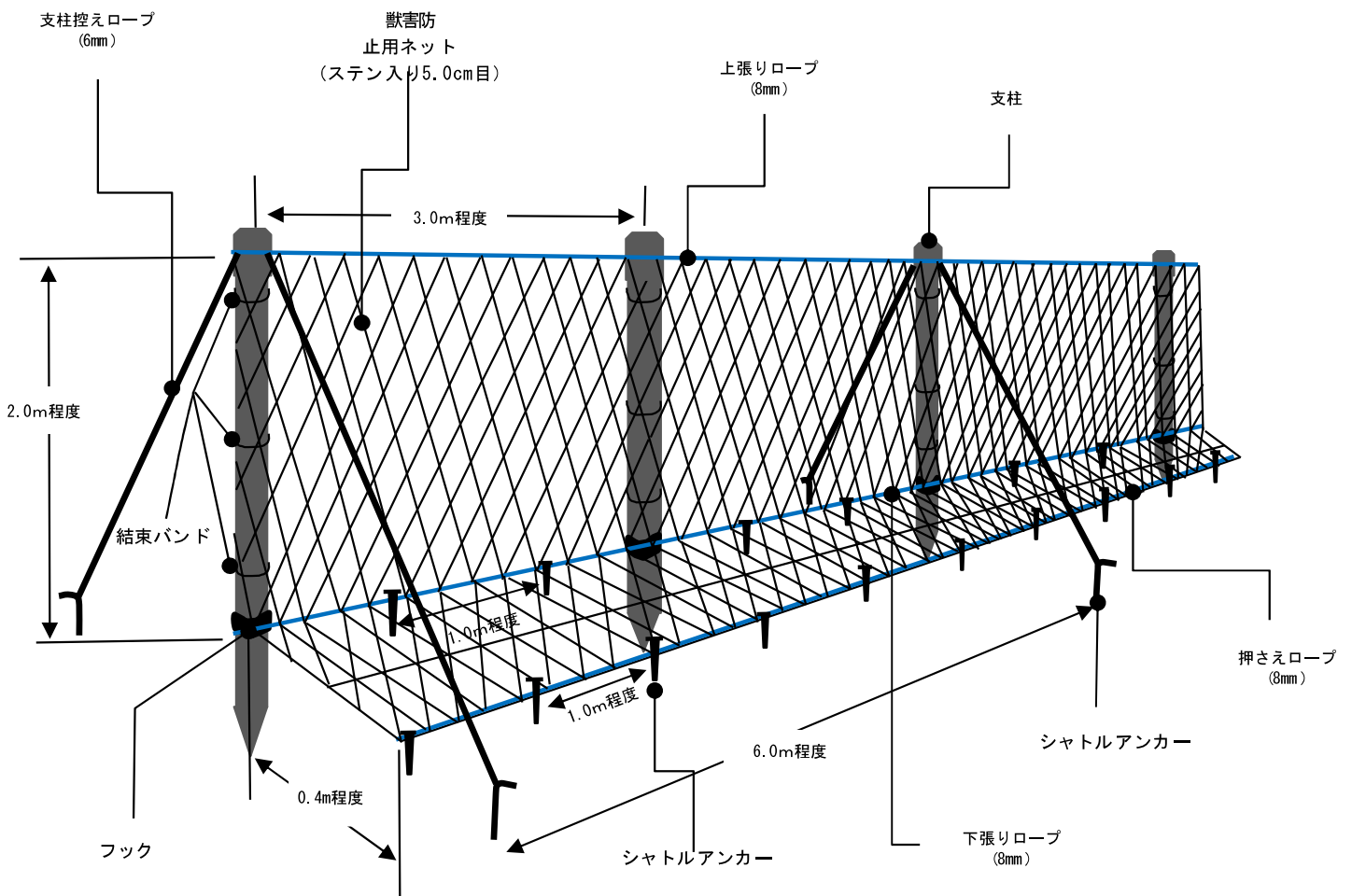
S=1/5,000

記番	作業種	林小班	区域面積	控 除 面 積(ha)				請負面積(ha)	防護柵距離(m)	備考
				除外地	森林作業道		計			
4	下刈	40は11	4.79	0.17			0.17	4.62	1,400	全刈、防護柵点検簡易補修
5	下刈	40は12	0.42					0.42		全刈

凡 例	
区域	
除外地	
歩道	
防護柵点検簡易補修	
森林作業道	
林道	

鹿防護網設置仕様書及び定規図（垂直L字型）

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. 鹿防止ネットは、下記の寸法を基本として設置する。
3. 鹿防止ネット設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
4. 鹿防護ネットの下段部は確実に地面に設置すること。
5. 監督職員の指示する箇所に、出入口を設置すること。
6. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

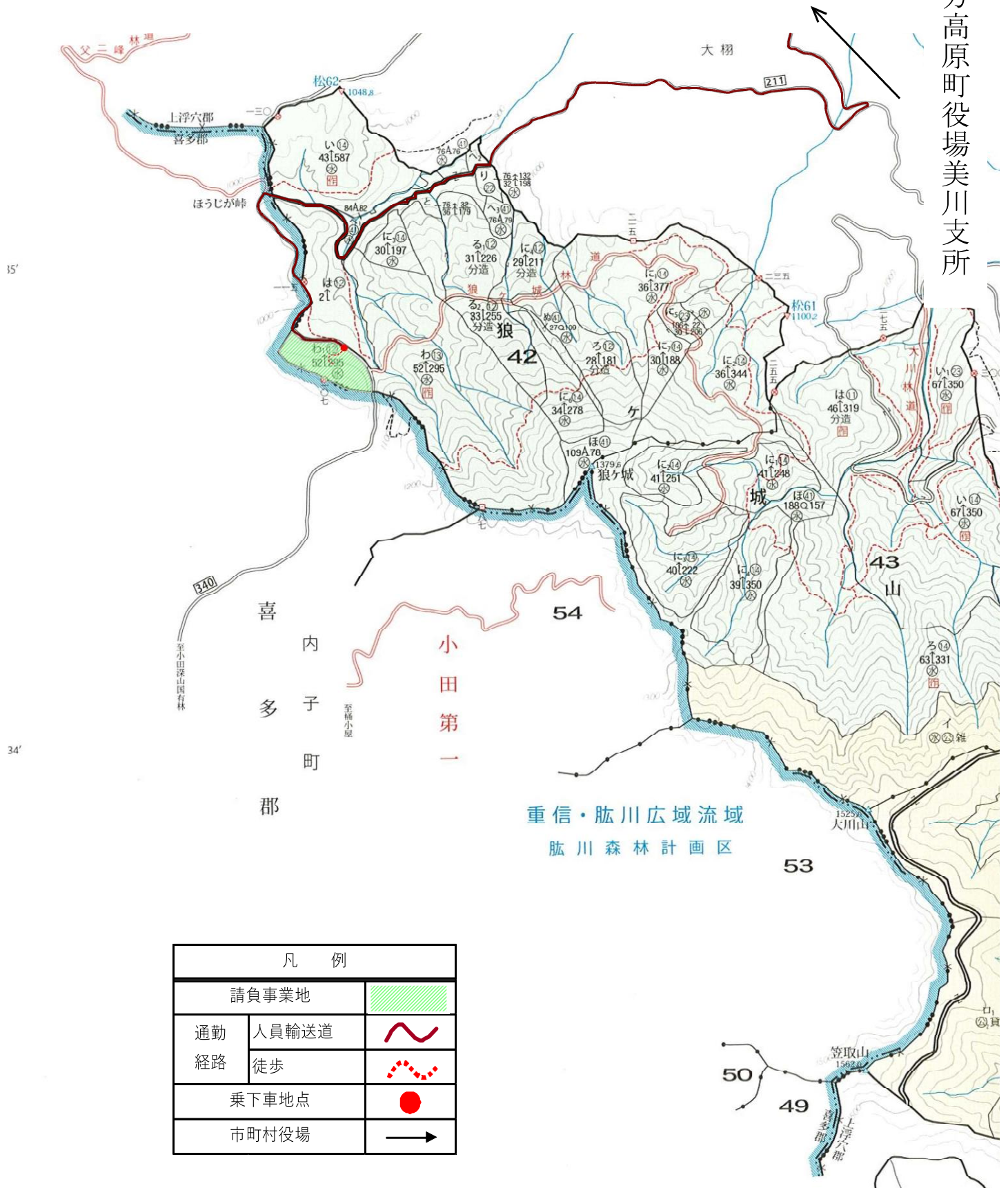


令和7年度
シカ防護柵に係る施設点検業務委託箇所(位置図)

狼ヶ城山国有林 42わ1林小班

縮尺: 1/20,000

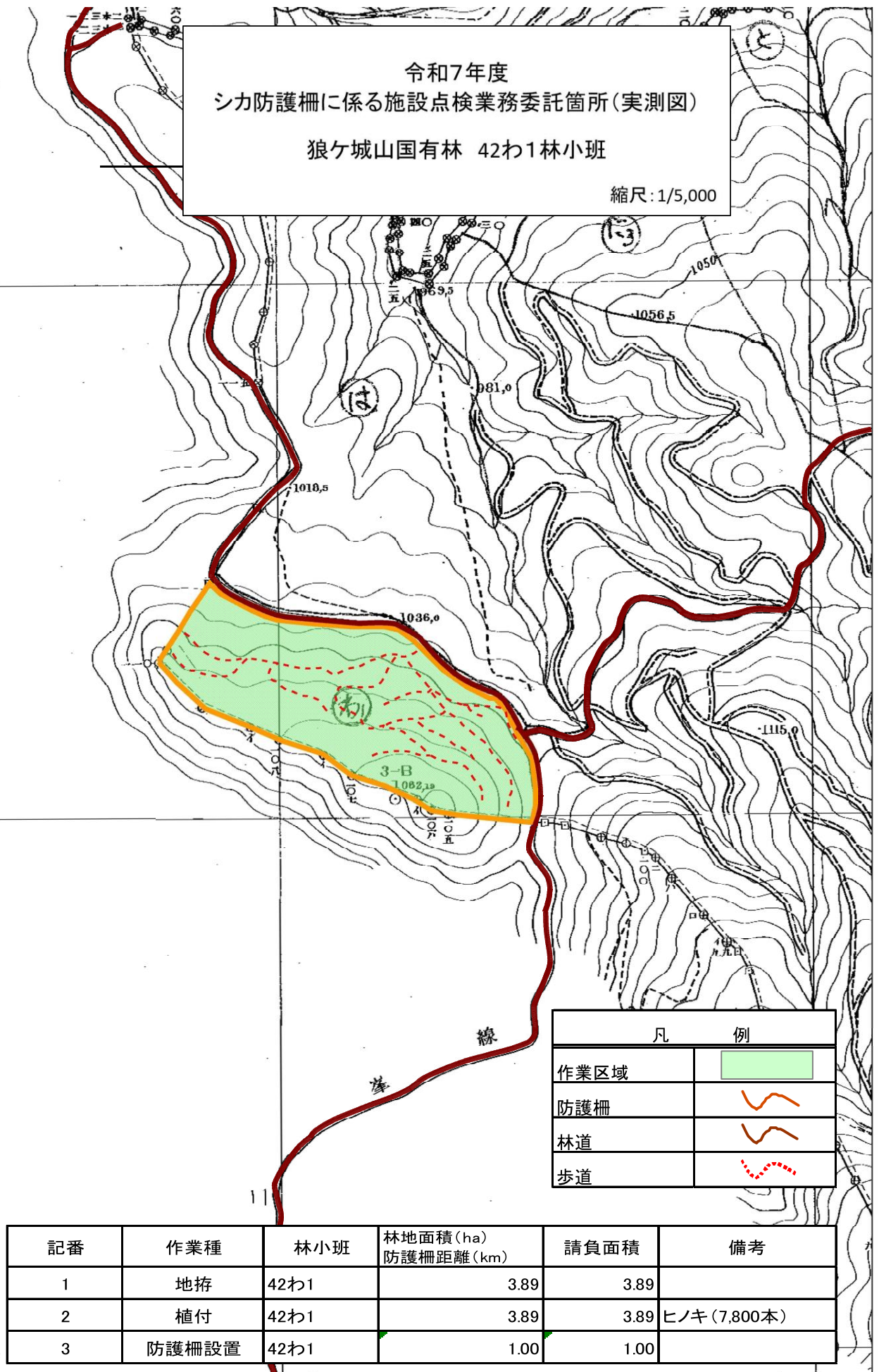
至…久万高原町役場美川支所



凡 例		
請負事業地		
通勤 経路	人員輸送道	
	徒歩	
乗下車地点		
市町村役場		

令和7年度
シカ防護柵に係る施設点検業務委託箇所(実測図)
狼ヶ城山国有林 42わ1林小班

縮尺: 1/5,000



凡 例	
作業区域	
防護柵	
林道	
歩道	

鹿防護網設置仕様書及び定規図（垂直L字型）

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. 鹿防止ネットは、下記の寸法を基本として設置する。
3. 鹿防止ネット設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
4. 鹿防護ネットの下段部は確実に地面に設置すること。
5. 監督職員の指示する箇所に、出入口を設置すること。
6. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

